

医政メモ Q&A

控除対象外消費税の仕組みと増税時の対応を巡る動き

消費税は平成26年4月に8%、平成27年10月に10%と段階的に引き上げられる。医療機関においては、控除対象外消費税が問題になっており、その増大が懸念されている。

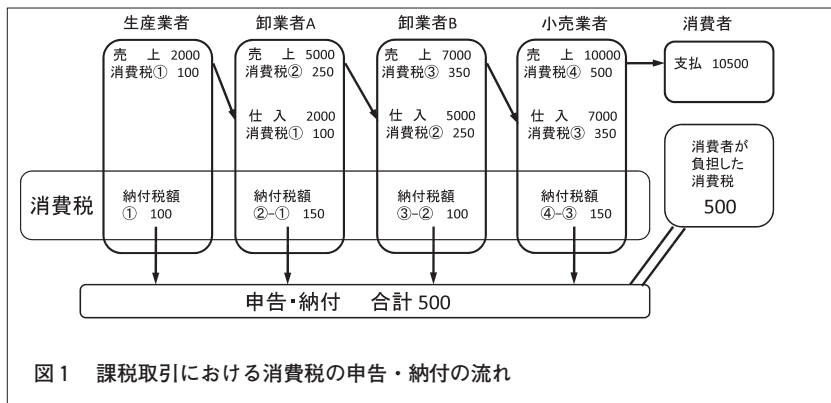
Q：そもそも診療報酬はなぜ非課税なのですか？

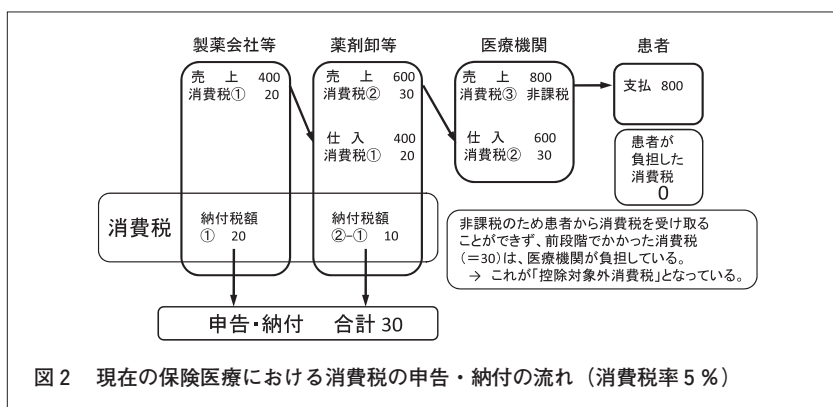
A：消費税法によると、消費税は原則として、国内において「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け及び役務の提供」並びに「輸入取引」を課税の対象としています。しかし、これらの取引であっても消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から、課税しない非課税取引が定められています。主な非課税取引に、土地の譲渡及び貸し付け、学校教育、火葬料や埋葬料があり、社会保険医療の給付や介護保険サービスの提供も非課税取引とされています。

Q：薬剤や医療機器に係る消費税は現在だけが負担しているのですか？

A：本来消費税とは、事業者が商品を販売したり、サービスを提供したりするときに、流通過程のなかで順次価格に上乗せして、最終的には、商品を消費し、またはサービスの提供を受ける「最終消費者」が負担する税制です。たとえば、最終消費者が1万円の品物を購入して支払った500円の消費税は、生産業者から卸売業者、小売業者までの中間に介在した者が申告・納付しています。その際、生産から流通に至る過程で二重、三重に消費税が課されないようにするため、受け取った消費税から仕入れにかかった消費税を控除して納付することで、消費税が累積しない仕組みになっています（図1）。

ところが、社会保険医療の給付は非課税となっているため、医療機関は患者から消費税を受け取ることができません。ですから、医療機関が課税仕入（薬剤、材料費など）にかかった消費税は、医療機関が負担することになります（図2）。これを「控除対象外消費税」と呼んでいます。





Q：なぜ最終消費者ではない医療機関が消費税を負担することになったのですか？

A：消費税が導入された平成元年の診療報酬改定では、「消費税相当分」として診療報酬に0.76%が上乘せされ、さらに、平成9年の消費税が5%に引き上げられた年の診療報酬改定時に0.77%が上乘せされました。このため、厚労省、財務省は一貫して控除対象外消費税問題は「解決済み」としてきました。

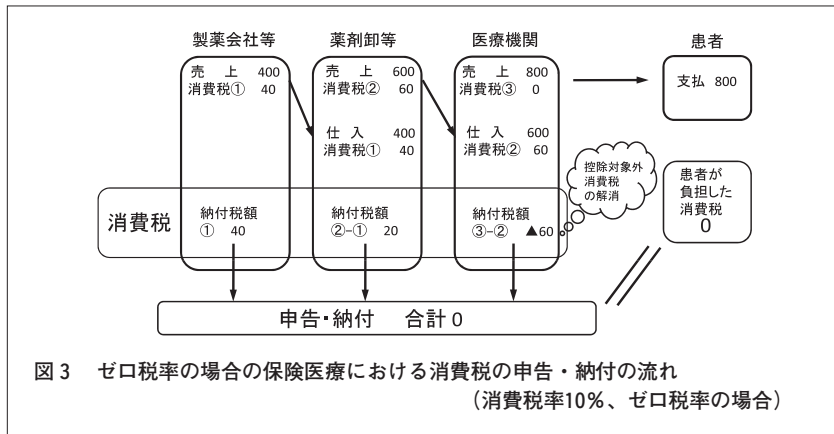
ところが、日本医師会の調査では、控除対象外消費税の金額は社会保険診療収入に対して2%を上回っており、先に述べた合計1.53%の上乗せでは不十分なのです。さらに詳しく見てみると、診療報酬で上乘せされた項目は12項目に過ぎず、しかもそのうち7項目はすでに項目の廃止や包括化により消失しており、残る5項目も度重なる診療報酬のマイナス改定により大幅に点数が減少しています。たとえば、平成元年に5点が上乘せされ、195点となった「血液生化学検査 5項目以上7項目以下」は、現在93点と大幅に減少しています。つまり、そもそも十分ではなかった、しかも特定の項目に偏った上乘せが、さらにその後大幅に減少していることにより、実質上は医療機関が消費税を負担することになったのです。

Q：控除対象外消費税を解消する方法はあるのでしょうか？

A：控除対象外消費税を解決するには、まず消費税法を改正し、社会保険診療をいったん「課税」にあらためることが必要です。「課税」になると、医療機関が受け取る消費税と仕入にかかる消費税の差額を税務署に納めることになり、控除対象外消費税が解消されます。さらに、患者負担を増やさないためには、軽減税率、とくにゼロ税率とすることが必要であると考えます(図3)。

昨年6月の社会保障・税一体改革に関する民自公の三党合意により、政府提出の消費税法の抜本改革法案には「8%まで引き上げ時までに高額投資に係る消費税負担について手当を行う具体的な方法について結論を得る」こと、および「医療に関する税制上の配慮等においても幅広く検討を行う」とされました。また、同法には、複数税率の導入に関する検討を行うことも謳われています。

それらを受けて、今年1月に発表された平成25年度税制改革大綱では、「医療保険制度における手当のあり方の検討と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る」とし、軽減税率の導入も含めてその対象および財源の確保等について議論することとなりました。



Q：増税時の対応を巡る議論の現状を教えてください。

A：平成25年度税制改革大綱では、消費税が2014年4月に8%に増税される時点では、増税分は診療報酬の中で手当てされることとなりました。これでは、消費税が導入された時の手当と同じであり、控除対象外消費税が増大する心配があります。

自民党は、今年4月12日「医療と税制に関するプロジェクトチーム」(座長：野田毅衆院議員)を設置しました。日本医師会からのヒアリングで、今村聡副会長は、8%への引き上げ時の対応について、医療保険制度の中での手当は消費税負担の検証結果に基づき、患者・国民・保険者の負担を増やさないように消費税増税による財源で行い、従前の特定の項目に偏った上乘せとは異なる方法による改

善を要望しました。また、10%時には、患者負担・国民負担・保険者負担を増やさず、仕入増額控除が可能になるゼロ税率などによる課税制度の実現を要望しました。

同プロジェクトチームの野田毅座長は、消費税率10%となった時点の控除対象外消費税に関して「診療報酬体系の中で案配するのは難しい」としたものの「課税化の検討はするが結論はわからない」と述べるにとどまっています。また、10%時点の対応の結論を出す時期については、できれば年末の税制改正大綱策定時に間に合わせたいとしています。

我々は、今後活発になる議論に注目するとともに、消費税率が10%となる時点では、ゼロ税率の実現を求めて発言を続けていく必要があります。

(政策部担当理事 荒木 啓伸)